

宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

都道府県名：	宮城県	
申請主体名：	宮城県	
区域の範囲：	石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市及び東松島市並びに宮城県刈田郡蔵王町及び七ヶ宿町並びに柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、宮城郡七ヶ浜町及び利府町並びに黒川郡大郷町、富谷町及び大衡村並びに加美郡色麻町及び加美町並びに志田郡松山町、三本木町及び鹿島台町並びに玉造郡岩出山町及び鳴子町並びに遠田郡涌谷町、田尻町、小牛田町及び南郷町並びに牡鹿郡女川町、本吉郡本吉町、唐桑町及び南三陸町の全域	

特区の概要：	<p>本県では、宮城県高齢者保健福祉計画等に基づき、認知症高齢者に対する総合的な支援を行ってきているが、近年の高齢化の進展に伴い、認知症高齢者も年々増加し、家族の介護負担も大きくなっている。そこで、認知症高齢者及び介護家族の臨時、緊急ニーズ等に対応し、介護家族が介護から一時離れることで介護疲労を解消し、生き生きと生活できる環境づくりを行うため、認知症高齢者グループホームにおいて短期入所サービスを利用できるようにすることにより、住民がいつまでもなじみの場所で生活できる環境づくりを推進する。</p>
--------	--

適用される規制の特例措置：	・認知症高齢者グループホームにおけるショートステイの受入れ
---------------	-------------------------------

